

三重県公安委員会規程第7号

聴聞等を主宰する警察職員及び弁明を録取する警察職員の指名に関する規程を次のように定める。

平成6年10月21日

三重県公安委員会委員長 小菅弘正

聴聞等を主宰する警察職員及び弁明を録取する警察職員の指名に関する規程

改正 平19県公委規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県公安委員会が法令の規定に基づいて行う聴聞及び意見の聴取並びに弁明の機会の付与に関し、これを主宰する警察職員及び弁明を録取する警察職員の指名について、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞を主宰する警察職員)

第2条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。)第3条第2項の規定により聴聞を主宰する者に指名される警察職員には、次に掲げる者をもって充てるものとする。ただし、事案の内容が重要又は特異なものについては、この限りでない。

- (1) 聴聞に係る不利益処分に関する事務を所掌する三重県警察本部(以下「県本部」という。)の課長
- (2) 交通聴聞官

第3条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「道交法に基づく意見の聴取等規則」という。)第3条の規定により意見の聴取を主宰する者に指名される警察職員には、次に掲げる者をもって充てるものとする。ただし、事案の内容が重要又は特異なものについては、この限りでない。

- (1) 意見の聴取に係る不利益処分に関する事務を所掌する県本部の課長
- (2) 交通聴聞官

(弁明を録取する警察職員)

第4条 聴聞等規則第21条第1項及び道交法に基づく意見の聴取等規則第14条第2項の規定により弁明を録取する者に指名される警察職員には、弁明の機会の付与に係る不利益処分に関する事務を所掌する県本部の課に勤務する警察官その他所要の職員をもって充てるものとする。

附 則

この規程は、平成6年10月21日から施行する。

附 則 [平成19年3月30日 三重県公安委員会規程第3号]

この規程は、平成19年4月1日から施行する。